令和7年度第7回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会、令和7年度化学物質審議会第3回安全対策部会、第259回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

令和7年11月14日 資料1-1別添

優先評価化学物質として指定することが適当であると考えられる物質一覧(案)

評価単位		人健康影響*			生態影響※			専門家による詳細評価により
	名称	暴露 クラス	有害性クラス	優先度	暴露 クラス	有害性クラス	優先度	指定することが適当であるもの (判断基準)
【資料1-2】優先度「高」として優先評価化学物質として指定することが適当であると考えられる物質								
CAS登録番号 98-01-1	フルフラール	3	2	挹				_
	アルキル(C=8~16、直鎖型)=Dーグルコピラノシド又は(Dーグルコピラナン(糖間の結合がグリコシド結合であるものに限る。)のアルキル(C=8~16、直鎖型)グリコシド)				3	2	高	_
CAS登録番号 110-86-1	ピリジン				4	1	高	_
CAS登録番号 2634-33-5	1, 2ーベンゾチアゾリンー3ーオン				4	1	高	_
【資料1-2】優先評価化学物質の指定根拠外項目の評価の結果、指定根拠を追加することが適当と考えられる物質								
優先評価化学物質 通し番号 179	カリウム=ジエチルジチオカルバマート	2	3	高	優先評価化学物質 指定済 (平成27年4月1日)			-
【資料1-3】 専門家の詳細評価から優先化学物質として指定することが適当であると考えられる物質								
CAS登録番号 1309-64-4	三酸化二アンチモン	4	2	中				人健康影響に係る有害性 (判断基準IIの2)
CAS登録番号 124-09-4	ヘキサンー1, 6ージイルジアミン				5	3	低	環境中濃度による詳細評価 (判断基準Iの2)
【資料1-5】 デフォルトの有害性クラスを適用することで優先化学物質として指定することが適当であると考えられる物質								
CAS登録番号 5413-60-5	トリシクロ[5. 2. 1. 0 ^{2.6}] デカー3ーエンー8ーイル =アセタート				4	1(デ フォル ト)	高	_

^{※:} 指定根拠となる観点のみ暴露クラス、有害性クラス、優先度を記載。